

令和元年度「小グループ自主的取組支援事業」募集要項

1 小グループ自主的取組支援事業とは

中心市街地の活性化やまちづくりに取組む熱意のあるグループや市民団体などの皆様が、甲府市中心市街地活性化基本計画の対象エリア内において、自主的かつ意欲的に取組む事業活動に対し助成を行うものです。

2 募集する事業

募集する事業は、甲府市中心市街地活性化基本計画の対象エリア内において行われる次の事業で、令和2年3月末日までに完了するものを対象とします。

なお、事業の実施に際し、行政庁等の許認可を必要とする場合は、あらかじめその許認可を受けている又は受けることが確実に見込まれているものを対象とします。

(1) 景観形成事業

商店街又は主要な通りに面した店舗等の外壁の整備、外壁・工作物・周辺道路等を活用した通りの景観形成等によりイメージアップを図る事業

(2) 商店街魅力創出事業

まちゼミの開催、一店逸品の創出、商店街ブランド開発、ポイントカード、農商工連携など、商店街の連携・機能強化、売り上げ増加などを図るために実施される事業

(3) 情報発信事業

中心市街地における個店、大型店、商店街などのまちの情報やイベント情報などを発信するために作成する冊子、タブロイド誌、ミニコミ誌、フリーペーパーなどの発行や、ホームページの作成等に要する事業

(4) 買い物弱者支援事業

中心市街地における既存商店等を活用した買い物弱者に対する買い物代行、宅配（食事サービスのみの事業を除く）、商店街への送迎サービスなど、買い物弱者への支援事業

(5) まちの安全・安心対策事業

女性や子供でも安心してショッピングや飲食が楽しめ、夜間でも安心して歩くことができる商店街とするため、商店会や警察署と連携しながら実施する夜間パトロールなどの防犯・防災対策に関する事業

(6) 調査・分析・計画策定事業

まちや商店街の現状把握などのために行う調査・研究、課題分析、勉強会、学習会、ワークショップなどの活動を通して、まちや商店街活性化のための実践的な計画を策定する事業

(7) 飲食による魅力あるまちづくり事業

既存飲食店同士の連携、新たな飲食店の誘致、簡易店舗型飲食店の設置など、中心市街地において飲食を中心に魅力あるまちづくりに取り組む事業

3 企画提案者の資格要件

企画提案できる団体は、中心市街地の活性化に取り組む2人以上の者で構成されるグループで、法人格の有無及び住所要件等は問いません。

※ただし、中心市街地に居住する者又は不動産を所有する者、若しくは中心市街地において事業を営む者が参画していること。

4 補助金額及び補助対象経費等

(1) 補助金額等

補助金の限度額は100万円となります。補助金額については、企画提案事業の内容を審査のうえ、予算の範囲内で市長が決定します。

また、採択された事業について、補助金の交付を受けるためには、別途、補助金の交付申請が必要となります。

なお、補助金の支払いは、原則として事業完了後に行いますが、事業内容によっては、補助金の全部又は一部を概算払いする場合があります。

(2) 補助対象経費

補助対象となる経費は、事業の実施に必要な別表に記載の経費を対象とします。

なお、企画提案する事業が他の公的補助等の対象となっている場合は、当該経費は補助対象から除くものとします。

5 応募方法

(1) 事前協議

応募にあたっては、必ず産業部商工課へ事前に相談（協議）していただきます。事前協議は、提案事業の内容が対象事業としての要件を満たすものになっているか、事業を実施するにあたって関係する部署への協議が必要となっていないか、事業のスケジュールや収支予算の内容に問題はないかなど、事前に確認及び協議させていただき、必要に応じ修正等を行っていただきます。

(2) 提出書類

- ・小グループ自主的取組支援事業申込書（第1号様式）
- ・事業企画提案書(計画書)（別紙1）
- ・事業収支予算書（別紙2）
- ・小グループの概要（別紙3）
- ・その他、企画提案する事業概要の説明に必要な資料及び事業実施にあたり必要な許可証、資格者証等の写しなど

(3) 応募締切日

令和元年6月20日(木)までとします。

(4) その他

1グループが企画提案できる事業は年度内1事業で通算2事業までとなります。
また、複数年度の計画であっても年度単位で応募をしていただきます。

6 審査・選定

企画提案された事業については、有識者、関係団体、商店主、学生、消費者、市職員で構成される委員会において、書類審査及びヒアリングによる審査を行い、中心市街地の活性化を図るうえで適した事業を予算の範囲内で選考し、その結果を市長へ報告します。

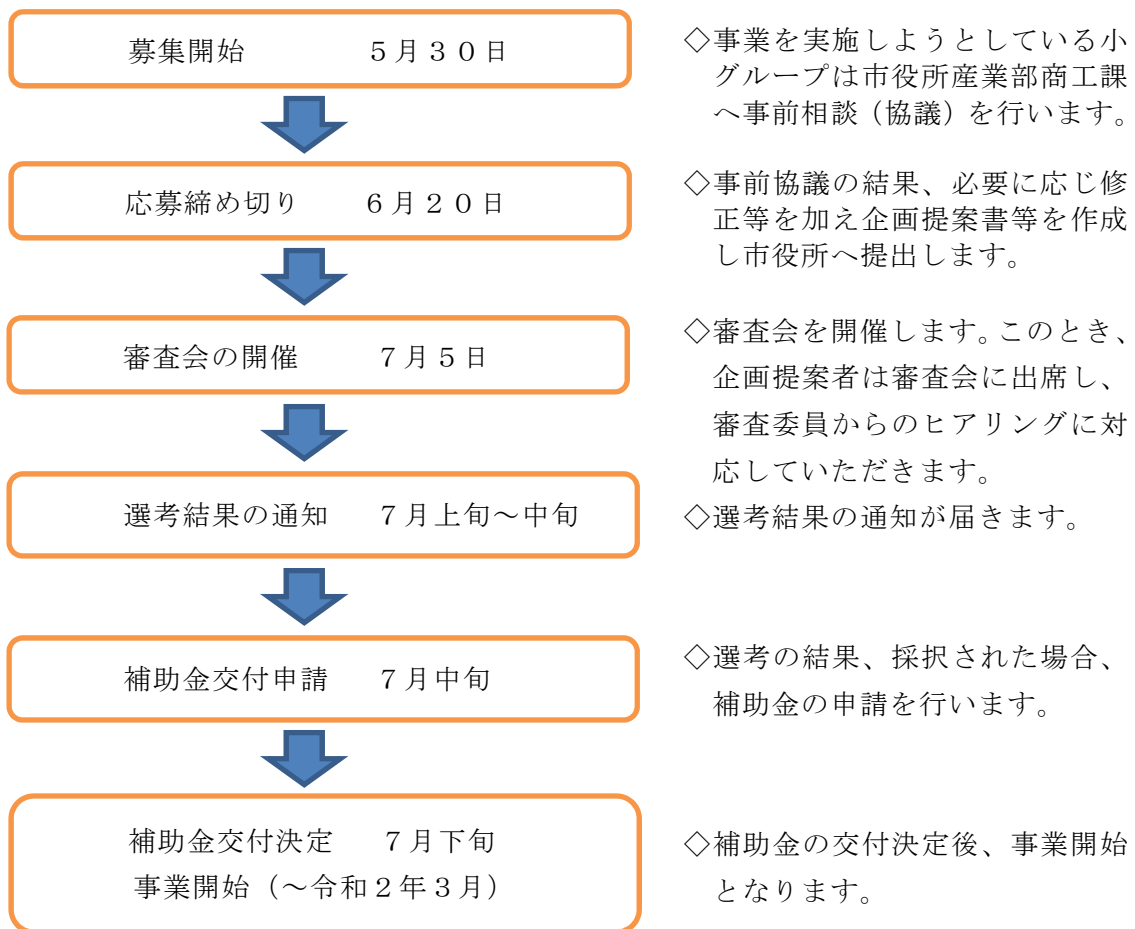
市長は、審査会からの報告を踏まえ、候補事業を決定します。

なお、審査は非公開で行いますが、審査・選考結果については、その理由等も含めて企画提案者に通知するとともに、選定された事業については市ホームページ等で公開します。

■ 審査基準

審査項目	審査内容
①目的の明確性	補助対象事業に該当し、事業の目的が市民や地域住民のニーズを捉えたものとなっているか、又は中心市街地の活性化に寄与するなど、明確な目的設定がなされているか
②事業遂行能力	事業を実施するために必要な知識や技術、体制等が整っているか 中心市街地関係者との十分な連携が見込めるか
③具体性	事業内容、実施方法は具体的で実現可能な内容か
④効果及び成果	具体的な効果や成果が期待できるか 事業効果の持続性が期待できるか
⑤実現性	事業遂行が可能なスケジュールとなっているか 法的な問題等により実現が困難となっていないか
⑥新規性又は話題性	これまでにない新しい発想や視点で取り組む事業か、又は話題性の高い事業(又は計画)か
⑦公益性	不特定多数の市民の利益、又は市民サービスの向上が期待される事業(又は計画)か
⑧収支予算の妥当性	収支計画及び予算根拠は適切であるか 費用対効果の高い事業(又は計画)であるか

7 募集から事業実施までの流れ



8 実績報告等

事業完了後、すみやかに実績報告書等を提出していただきます。また、公開の場合等において、実施事業の活動報告をしていただくことがあります。

事業企画提案書（計画書）等の提出先・お問い合わせ先

〒400-8585

甲府市丸の内1-18-1

甲府市産業部観光商工室商工課（市役所本庁舎8階）

TEL 055-237-5693 FAX 055-227-8065

E-mail syoukous@city.kofu.lg.jp

別表

経費区分	経費対象の説明
------	---------

謝 金	講師・研究員等外部専門家の謝金
旅 費	講師・研究員等外部専門家の旅費及び事業の実施に必要な旅費であって必要最低限のもの（先進地視察のみの旅費は不可）
資料作成費	資料のコピー代等
通信運搬費	郵便料金や運送代等。補助事業用にかかったことが明確に区分され、金額が特定できるもの
使用料及び賃借料	ホームページ開設等を実施する際にインターネット接続業者に支払う経費、会議等の会場借上料
印刷製本費	報告書等の印刷製本費
広告宣伝費	チラシや広告掲載等の広告宣伝費
消耗品費	補助事業で使用するものを明確に区分すること。飲食、景品等販促物品に係る経費は対象外
委 託 費	専門的技術を必要とする事業に限り認める。また、成果品は実績報告時に提出すること。随意契約の場合は根拠を示すこと
集計・分析費	調査・分析・企画提案書策定に係る集計・分析費
店舗等賃借料	店舗等賃借料（事業の実施期間内に限る）
機器借上・借損料	機械・機器の借り上げ等の借損料
雑役務費	事業の遂行に必要な作業に使ったアルバイト賃金。ただし、単価根拠を明確にすること
その他事務経費	事業の実施に必要な事務経費で市長が必要と認めるもの

※ 提案事業と直接関係のない管理・運営に関する人件費、備品購入費、団体の打合せでの飲食費、被服費、振込手数料、契約に係る印紙代及び光熱水費、事業実施後の施設等の維持管理に係る経費は補助対象としない。